

その1

総務部

十一月は下請取引適正化推進月間です

下請取引のルールを守っていますか。

下請代金支払遅延等防止法は、下請取引のルールを定めたものであり、このルールを親事業者が遵守することによって、下請取引をより公正なものにし、下請企業の利益の保護を図っています。

例えば、下請単価を一方的に引き下げたりすることや、安易に発注の取消しや納期の延期などもルール違反として禁止しています。

本法は次のようなルールを定めています。

下請事業者に責任がないのに、いつたん注文した物品の受領を拒んではならない（受領拒否の禁止）。

下請代金を物品の受領後六十日以内に支払わなければならぬ（支払遅延の禁止）。

下請事業者に責任がないのに、あらかじめ決めた下請代金を支払時に減額してはならない（下請代金の減額の禁止）。

下請事業者に責任がないのに、受領した物品を返品してはならない（返品の禁止）。

- 著しく低い下請代金を不正に定めてはならない（買ったたきの禁止）。
- 製品を均質にするため、原材料や工具・部品等を自己から購入させる場合を除き、自己の指定する物の購入を強制してはならない（購入強制の禁止）。

十一月は下請取引適正化推進月間に該当する行為が起きていないかどうかをチェックしています。そして、親事業者がこれらに該当する行為をしているとともに、下請事業者が受けた不利益の回復措置を講じています。

「下請取引適正化推進月間」

知つてますか下請法
守つてますか取引ルール
キャンペーン標語

十一月は下請取引適正化推進月間です。下請取引に関する相談等を次の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

- 総務部公正取引室
(TEL) 〇九八一八六三一四五三
- 経済産業部中小企業課
(TEL) 〇九八一八六一一四五二

11月は下請取引適正化推進月間です。



公正取引委員会
<http://www.jiti.go.jp/>

中小企業庁
<http://www.chusho.meti.go.jp/>